

令和6年第2回食品衛生基準審議会器具・容器包装部会 議事録

一 会議の日時及び場所

令和7年3月27日10時00分～10時39分

オンライン会議

二 委員及び参考人の氏名、関係行政機関の職員の氏名及び所属庁名

委員（五十音順）

国岡正雄 郷野智砂子 藤島沙織 松本真理子
宮島敦子 六鹿元雄

参考人（五十音順）

大野浩之 尾崎麻子 広瀬明彦 山崎浩史

消費者庁出席者

中山智紀（食品衛生・技術審議官）

紀平哲也（食品衛生基準審査課長）

今西 保（食品衛生基準審査課課長補佐）

荒川裕司（食品衛生基準審査課専門官）

高橋喜元（食品衛生基準審査課専門官）

中川美春（食品衛生基準審査課専門官）

中野裕司（食品衛生基準審査課主査）

三 議題となった事項

（1）報告事項

1. 器具及び容器包装のポジティブリストに係る改正等の手続きについて

四 審議経過及び五 決議

（発言内容）

○事務局 それでは、ただいまより「食品衛生基準審議会器具・容器包装部会」を開催いたします。

本日は御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

本部会は消費者庁の専用チャンネルにてYouTube配信をしております。本部会の録画・録音・撮影につきましては、御遠慮いただきますようお願いいいたします。

さて、本年1月30日、食品衛生基準審議会におきまして、器具・容器包装部会所属委員の改選がございました。改選後初の部会開催となりますので、まず、紀平食品衛生基準審査課長より御挨拶申し上げます。

○紀平課長 消費者庁食品衛生基準審査課長の紀平です。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

先ほど冒頭に御紹介しましたとおり、委員改選後初の開催ということですので、一言御挨拶申し上げます。

これまで厚生労働省にありましたこの食品衛生基準行政が昨年4月に消費者庁に移管されまして、旧の薬事・食品衛生審議会の食品衛生分科会を引き継ぐ形で消費者庁にこの食品衛生基準審議会が設置されております。

今般、1月25日付で委員改選が行われました。これまでどおり専門性のバランスを考慮するとともに、効率的に調査審議を進めていただくため、委員の人数や部会構成の見直しを行っております。

また、それに併せまして、案件に応じて柔軟に参考人の御意見をいただくこととしておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

こちらの部会で御審議いただきます器具・容器包装につきましては、本年5月31日にポジティブリスト制度の経過措置期間が終了することとなっております。それに併せまして、この収載事項を再整理したリストが6月1日から施行されるということになります。

本日の議題もこのポジティブリスト制度に関わるものとなっており、今後もこの議論は続きますので、部会の委員の皆様及び参考人の皆様におかれましては、引き続き御協力をお願ひいたします。

また、今後も科学的な知見に裏打ちされた衛生規格基準の策定を行うことができるよう、活発な御議論をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○事務局 続きまして、食品衛生基準審議会において新たに委員の指名がなされましたので、名簿に沿って御紹介させていただきます。

本日御出席の委員の皆様には、御所属とお名前の紹介後に一言御挨拶を賜りたいと思います。

まず、元産業技術総合研究所、国岡正雄委員でございます。

○国岡委員 国岡です。

私はもともとプラスチック、バイオプラスチック、バイオマスプラスチック、生分解性プラスチック、プラスチックの製品に対する複合化、そういうプラスチック側の研究をしておりまして、それらの品質や性能に対するISOの規格化等にも関わってまいりました。そのようなプラスチック側の専門性ということで、微力ながら当部会においてコメント等あるいは審議等に参加させていただきますので、よろしくお願ひします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、全国消費者団体連絡会事務局長、郷野智砂子委員でございます。

○郷野委員 全国消費者団体連絡会の郷野と申します。

全国消団連は、1956年に設立された消費者団体です。会員団体が緩やかにつながりながら、暮らしに関わる様々な課題に消費者の立場から意見発信をしている団体でございます。

私もこの部会におきましては、消費者としての知見を深めながら審議に参画していくよう尽力してまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、化学物質評価研究機構日田事業所試験第三課長、藤島沙織委員でございます。

○藤島委員 このたび初めてこの部会に参加させていただくことになりました、化学物質評価研究機構の藤島と申します。

私は主に化学物質の安全性試験を担当している業務に就いております。専門的には遺伝毒性試験を担当しているところにいるのですけれども、このたび初めてこちらの部会に参加することになりました、不慣れなところもありますが、今後よろしくお願ひいたします。

○事務局 ありがとうございます。

続いて、国立医薬品食品衛生研究所安全性予測評価部第二室長、松本真理子委員でございます。

○松本委員 国立衛研安全性予測評価部の松本と申します。よろしくお願ひいたします。

私はこのポジティブリストの施行に関しまして、毒性評価、安全性評価というところを衛研でずっと担ってきました。今回、ポジティブリスト収載物質の整理というところに関しましても、毒性情報等を確認してまいりました。そういった知見を基に、こちらでも意見を述べていけたらと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局 続きまして、国立医薬品食品衛生研究所医療機器部第二室長、宮島敦子委員でございますが、本日は御欠席でございます。

続きまして、国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部第三室長、六鹿元雄委員でございます。

○六鹿部会長 国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部の六鹿と申します。

これまで食品用の器具・容器包装、あと乳幼児用玩具、洗浄剤等の衛生性に関する研究調査等を行ってきました。今後ともよろしくお願ひいたします。

○事務局 ありがとうございました。

以上、6名の委員が指名されております。

続きまして、本日御参加いただく参考人の皆様を御紹介させていただきます。

名古屋市衛生研究所生活環境部長、大野浩之参考人でございます。

○大野参考人 大野でございます。

私は地方自治体の衛生研究所に所属しております、長い間、器具・容器包装、それからおもちゃの試験検査を担当しておりました。そういったことから、以前より委員として参加させていただいておりましたが、今回より参考人として引き続き参加させていただくことになりました。今後ともよろしくお願ひいたします。

○事務局 続いて、大阪健康安全基盤研究所衛生化学部主幹研究員、尾崎麻子参考人でございます。

○尾崎参考人 大阪健康安全基盤研究所の尾崎と申します。

弊所は、先ほどの大野参考人と同じく衛生研究所でして、食品安全性の確保の観点から、日頃、器具・容器包装の検査や研究を実施しております。今回から参考人として参加ということで、意見を述べさせていただきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

○事務局 続いて、化学物質評価研究機構安全性評価技術研究所技術顧問、広瀬明彦参考人でございます。

○広瀬参考人 化学物質評価研究機構の広瀬と申します。

以前はこの委員を務めておりましたけれども、そのときはポジティブリストの様々な要件ですね。主にリスク評価関係でありましたけれども、そういったところを取りまとめた関係で、今回は参考人という形ですけれども、この部会に協力できればと思っています。よろしくお願ひいたします。

○事務局 続いて、昭和薬科大学薬学部教授、山崎浩史参考人でございます。

○山崎参考人 山崎でございます。

私は化学物質が体の中に入った後の体内動態を評価するという立場です。委員から参考人になりました。よろしくお願ひいたします。

○事務局 ありがとうございました。

以上、4名の参考人に御参加いただいております。

部会長につきましては、部会に属する委員の互選により選出することとされており、本年1月30日に開催されました食品衛生基準審議会において、六鹿委員が部会長として選任されております。

六鹿部会長におかれましては、本部会の運営について何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

なお、部会長代理につきましては、食品衛生基準審議会令第5条第5項の規定に基づき、事前に六鹿部会長より宮島委員を指名いただいており、宮島委員にも御了承いただいておりますので、宮島委員に部会長代理をお願いしますことを御報告させていただきます。

次に、本日の委員の皆様の出席状況を御報告いたします。

本日は器具・容器包装部会委員6名中5名の先生方に御出席いただいておりますので、本日の部会が成立いたしますことを御報告申し上げます。

それでは、以後の進行を六鹿部会長にお願いしたいと思います。

○六鹿部会長 六鹿です。よろしくお願ひいたします。

若干緊張気味ではございますけれども、慣れるまで不手際等あるかもしれませんけれども、よろしくお願ひいたします。

また、本日御欠席でございますけれども、宮島委員におきましても、先日直接お会いして部会長代理を御快諾いただいております。

それでは、本日の議事を進めます。

まず、事務局から資料の確認と審議事項に関する利益相反の報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日はあらかじめ議事次第、委員名簿、資料1－1から1－3、参考資料1から4をお送りしております。

本日は審議事項はございません。

○六鹿部会長 皆様、よろしいでしょうか。何かございますでしょうか。

それでは、議題に移りたいと思います。

では、本日の議題である「器具及び容器包装のポジティブリストに係る改正等の手続について」について御議論いただきたいと思います。

まず、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局 それでは、資料1－1を御覧いただけますでしょうか。「器具及び容器包装のポジティブリストに係る改正等の手続について」でございます。

2ページ目を御覧ください。ポジティブリストの改正等の手続についてということで、これまでの経緯などをお示ししております。

まず、上の四角枠のところでございますが、令和7年6月1日に改正告示が施行される予定となっております。食品、添加物等の規格基準の別表第1第2表及び第1表を構成するモノマーリストについて、新たに物質等を追加または変更を求める事業者等が要請する際に必要な手続につきまして、令和6年度に実施された学識経験者、実務経験者などの有識者から構成される検討会での議論結果を踏まえて、具体的な手続内容を定める必要があるという状況にございます。これは前回の部会で御審議いただきました「個別に安全性審査を受けた物質を公表する制度」に関しまして、内閣総理大臣が定める安全性審査の手続を定めて、具体的な手続内容についても、こちらも定める必要があるという状況でございます。

この下に、これまでの経緯を御参考までにお示ししております。令和2年6月にポジティブリスト制度が導入されまして、このポジティブリストとなる別表第1が公表されたところです。制度開始に合わせて別表第1を改正するための手引通知についても発出されまして、整備されてきたところで、その後、令和5年11月にポジティブリストの再整理が行われまして、改めて告示がされたところでございます。

ページをおめくりいただきまして、その後、令和6年12月、前回の部会でございますが、再整理後のポジティブリストに対応した「個別に安全性審査を受けた物質を公表する制度」の導入について御審議いただき、御承認いただいたところでございます。その後、食品安全委員会事務局において、安全性審査に関する健康影響評価を規定する内閣府令を改正するパブリックコメントが3月21日から開始されているところでございます。

こういった流れを受けまして、具体的な手続について定めていきます。5ページ目、御覧いただけますでしょうか。まず、手続が必要なものとの種類と対象について3通りござい

ますので、この図でお示ししております。

まず、真ん中にございますのが、安全性審査ということで、これは前回の部会でも御審議いただいた新たな物質をポジティブリストに追加するときの手続でございます。これは別表第1とは別の規定方法によるリスク管理が適当であるものということで、企業秘密を守るために物質名を公表できないとか、そういった事情を勘案して安全性審査という特別の手続を定めるということを前回の部会でも御承認いただいたところです。

これに対して、上の別表第1の改正ですが、別表第1による改正が可能なものの、それが適切であるものにつきましては、別表第1の改正により対応していくと考えております。基本的には、別表第1第2表の規格改正、使用制限量や特記事項の変更といったものが想定されると考えておりますが、同表に規格がない新たに使用しようとする物質につきましても、別表第1の改正による対応が適当と考えられる場合には、本項の対象であると考えております。

最後、3番目、モノマー等通知の改正でございますが、今回ポジティブリストに基材につきましては、その大半がモノマー等通知ということで通知において個別のものもお示ししている状況でございますが、そのモノマー等について追加あるいはその規定の範囲を超えて使用しようとするものにつきまして、モノマー等通知の別紙1から21を改正すると。例えば必須モノマー、任意の物質、必須の化学処理、任意の化学処理、そういったものを追加するとき、このモノマー等通知の改正の手続になるかと考えております。

次のページから、それぞれ3つの手続について具体的な流れの案をお示ししているところです。

初めに、別表第1改正の場合です。上の四角枠ですが、要請をしようと検討している者からの事前相談を行った上で、消費者庁基準審査課、当課におきまして資料の確認を行って、改正について食品衛生基準審議会、食品安全委員会の意見を聴いた後、規格基準の改正等を行うという流れになります。これは従来の規格基準の改正と同様の流れと御理解いただければと思います。

下に流れ図を描いていますが、要請者から改正の要請があった場合には、まず消費者庁におきまして事前の相談を受けた上で、食品衛生基準審議会へ諮詢をして、まずこの部会で御審議いただきます。その後、食品安全委員会で健康影響評価を実施していただき、パブリックコメントもその際行っていただく。その上で、改めて消費者庁の食品衛生基準審議会、これは親審議会のほうですね。そちらに報告等の手続を行った上で、別表第1の改正を行うといった流れになるかと思います。

続いて、次のページ、安全性審査、これは新たな手続でございます。こちらも申請をしようと検討している者からの事前相談は受け付けるのだと思います。その次に、安全性審査の申請手続については、このかぎ括弧にあるような今後発出する通知において規定された申請様式等を用いて行う。原則として、これは一定期間において申請が受理された物質について、まとめて手続を行う、個別には行わないことを想定しておりますが、これは実

際の申請状況にもよるかもしれません、まずは一定期間において行うことを見込んでいます。基準審査課において資料の確認等を行った上で、安全性審査そのものは、食品安全委員会の意見を聴いて行うことを見込んでおります。

それを下の流れに書いております。真ん中の食品安全委員会の評価の上で、人の健康を損なうおそれがあると認められない等、リスク管理が適切であると判断された場合には、この安全性審査の手続を経た旨を公表して使用できるようになることを想定しております。ただ、これは基本的には食品安全委員会の評価といたしまして、人の健康を損なうおそれがあると認められないということで、そういった明らかに健康へのリスクの程度が十分低いといった評価をされることを想定した流れにしておりますが、そうはならない場合も場合によってはあるかもしれませんと想っております。ですから、明らかな評価ができない場合につきましては、単純にこの流れのとおりに使用できるようになるというよりは、例えば別表第1の改正の手続に切り替えるとか、そういう必要な手続をこの審議会にもお諮りするような、必要な手続を改めて検討することになるのではないかと思っていますが、あくまでこの図はそういう明らかな場合のフローをお示ししたものと御理解いただければと思っております。

続いて、3点目のモノマー等通知の変更の流れでございます。こちらも事前相談を受けた上で、改正の要請は基準審査課に対して行うと。こちらも原則として、一定期間において受理した物質について、まとめて対応を行うのかと思っております。モノマー等通知につきましては、通知でございますので、手続としては審議会の諮問の必要性が法律上定められているものではないわけでございますけれども、こちらも御報告ベースにはなるかと思いますが、本部会において御報告させていただき、御確認いただいた上で、モノマー等通知の改正を行うといった流れにしてはどうかと考えております。

ここまでが具体的な手続のイメージでございました。

10ページを御覧いただけますでしょうか。今後の対応スケジュールでございます。これは安全性審査と別表第1、モノマー等通知の改正で少し手続の数といいますか、複雑さが異なりますので、それぞれ別トラックで検討を進めたいと思っております。まず、安全性審査についてですが、「個別に安全性審査を受け公表する制度」を規定する規格基準の改正の告示を4月中に行った上で、具体的な手続に関する告示のパブリックコメントを4月に開始したいと思っております。5月には食品安全委員会内閣府令の改正が行われる見込みとなっておりますので、これを受けて「安全性審査手続」の告示についても食品安全委員会に健康影響評価の依頼をしたいと思っております。それを受け、その結果を得られ次第、夏頃までには「安全性審査手続」の告示をして、具体的なそれを受けた通知についても発出をしたいと考えております。

対しまして、別表第1の改正、モノマー等通知の改正に関しましては、これは具体的な手続の通知を発出するのみとなりますので、これは5月に発出を目指して作業していくと思っております。

ここまでが資料1－1の御説明ですが、続いて、資料1－2を御覧いただけますでしょうか。

こちらが先ほど来申し上げていた具体的な手続に関する告示の案でございます。

適用されるものが、この規格基準の該当部分を引用して、次の第2条、安全性審査のところで、例えば第2項において食品安全委員会の意見を聴いて行うといったことを具体的に規定しております。こちらは告示として発出したいと考えております。

続いて、資料1－3です。

こちらは通知のほうですが、このうち部分的に申請や要請に添付していただく資料のイメージですね。その部分を主に抜粋したものをおつけしております。別紙1から3まであります、それぞれ3種類の手続に対応したものになっております。

別紙1は安全性審査の申請の様式となっておりまして、比較的細かく書いておりますが、(1)として理由、(2)として物質に関する知見、(3)が使用目的、使用範囲、(4)が具体的な規格等の案ですね。こういう規格にしたいと。(5)が器具・容器等独特のものですが、食品への移行に関する知見ということで記載いただく予定です。(6)が安全性に関する知見ということで、具体的な試験のデータといったものをつけていただく形です。

基本的にはこれまで食品安全委員会におきまして評価指針が出ていまして、参考資料3としておつけしている評価指針がありますので、これにのっとった形で資料を提出いただくことになるかと思いますが、安全性審査の場合に具体的にどういうものをつけているかを少し丁寧に補足的に作成させていただいたというものになってございます。

次に、資料1－3の別紙2ですが、これは別表第1の改正に必要な資料ということです。ほとんど変わらない状況にはなってございますが、より評価指針にのっとるということでシンプルに記載させていただいているというものです。

別紙3のモノマー等通知の改正に関するつけていただく資料ですが、こちらも項目としてはほぼ同様になっております。ただ(6)のところは「当該物質について、安全性上特段の考慮すべき点がある場合は、その旨」と書いておりまして、少し1や2と比べまして弱めといいますか、特にもし問題があつたら記載してくださいといったベースの書き方になっております。これはモノマー等通知につきましては、もともと基材を対象とするものでございますので、安全性の評価としては、分子量が1,000以上であれば基本的に問題ないといった考え方もこれまでございましたので、ベースには安全性が高いものであるという考え方がある中で、特に特段のモノマーを使う場合には問題がある、安全性上の懸念があるのであれば、考慮すべき点があるのであれば、それを記載していただきたいという書き方をしている点が、ほかと異なる点かと思います。

以上でございます。

○六鹿部会長 御説明ありがとうございます。

ただいま御説明いただいた内容に関しましては、国立医薬品食品衛生研究所の事業とし

て行われたものでございまして、その際、広瀬参考人が座長を務めておられます。ですから、まず広瀬参考人から何か補足等がございましたら御発言いただけますでしょうか。よろしくお願ひします。

○広瀬参考人 広瀬ですけれども、丁寧に説明いただいたので特に追加することはありませんけれども、基本は食品安全委員会での評価指針に沿った情報を取りまとめて入れていただくといったところで、溶出試験の結果で、そういう可能性はあまり高くないかもしれませんけれども、溶出の多い場合にはある程度の毒性試験が要求されたりという可能性もあるので、そういう場合は詳しみな情報が必要になることもあるとは思いますけれども、多くの場合は変異原性試験などといったところの情報が主になるのかと思っているところではあります。その他物性につきましては、ばく露評価上必要な情報、あるいは最終的には毒性とばく露評価でリスク評価が行われますので、それに対して必要な情報を申請していただることになるのかと思います。

以上です。

○六鹿部会長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方もしくは参考人の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。何かございますでしょうか。

国岡委員からあるようです。よろしくお願ひします。

○国岡委員 2つほど質問がありまして、もちろんポジティブリストに新たに収載されるということになると、それを要望あるいは作成している人という形で要請者が明らかになると思うのですけれども、あまりケースとしてはないかもしれませんけれども、外国機関等で例えばFDAやEFSAが健康上に問題があるので既にこの物質は削除しようとか、そういう情報とか、国内での健康被害が新たにあったとか、あまり考えたくはないですけれども、虚偽のデータによりポジティブリストに載ったことが疑われるような、何が言いたいかというと、ポジティブリストから外すケースがあるのではないか。使用できないようにすべきものがあるというときに、削除する場合も同様の手続になるのかという点はお聞きしたいと思います。

○事務局 事務局でございます。

御指摘いただいたような新たな科学的知見が得られて一部の物質について特に注意する必要が生じた場合などについては、ポジティブリストからの削除を含めて規格基準の改正、新設などの必要な対応を行うことになると考えております。この場合の手続ですけれども、それは恐らくそのときの状況に応じて検討することにもなりますので、必ずしも今回お示した手続に一致するかどうか分からぬとは思いますが、法令に基づいて必要な手続を行うことになるだろうと考えます。

○国岡委員 分かりました。

もう一点、単純な話なのですから、今、3つのプロセスが示されましたけれども、今後の予定といいますか、この手続がウェイティングリストみたいなものがあつて年に何

回かやらなくてはいけないとか、その頻度ですね。どのぐらいの頻度でこの手続が行われるという形で、今の状況、推測がありましたら教えていただければと思います。

以上です。

○事務局 事務局でございます。

現時点におきましても、安全性審査やモノマーの追加につきまして事業者から数件相談を受けている状況でございます。これらについて手続を定めた上で対応していくことになるのだろうと思います。今後どのぐらいの件数になるかということですが、例えば米国の例を見ますと、年間10件程度かといった想定はあるかもしれないですが、実際にそこまで多くなるかどうか分からぬかと思いますが、そのぐらいの規模になるかもしれないという状況です。

今、お示ししたのは安全性審査のモノマー等通知の改正ですが、別表第1の改正につきましては、これは基本的にはすぐに何かあるということは想定しておりませんけれども、もしそういうことがあつたらということで今回手続を想定して御提案しているものでございます。

以上でございます。

○国岡委員 ありがとうございます。了解しました。

○六鹿部会長 2点いただきましたけれども、いずれも今後の状況次第でというところでございます。柔軟に対応していきたいということでございます。

そのほか、皆様、何かございますか。

尾崎参考人、よろしくお願ひします。

○尾崎参考人 尾崎です。

資料1-1の8枚目のモノマー等通知変更の流れについて質問があります。この流れでいうと、モノマーについては本部会においても報告事項であつて、食品安全委員会への評価依頼も行わないことに基本的にはなるかと思います。ただ、一般的にモノマーは重合していくという性質上、添加剤に比べて活性が高かったり、毒性が懸念されるものも一部実際にあって、例えばスチレンだったり、塩化ビニルだったり、ビスフェノールAだったり、現在でも材質別の規格基準で材質含有量や溶出量が規制されているものがあるかと思います。もちろん懸念がないモノマーもたくさんあると思います。そのため、今後申請されてきたモノマーのうち、食品安全委員会での評価が望ましい物質についても出てくる可能性はあるのではないかと思うのです。

そこでお伺いしたいのが、安全性に懸念があるだろうという可能性があるモノマーは食品安全委員会に諮問するのかということと、その場合、どのように諮問する物質を設定されるのかという点をお伺いしたいです。

以上です。

○事務局 事務局でございます。

尾崎先生のおっしゃるとおり、特に懸念のあるモノマーがあった場合には、当然自動的

に改正するということではなく、食品安全委員会への諮問を含めて必要な対応を検討することをしていくことになると思っております。それをどう選定するのか、考え方が明確に定まっているわけではないですが、それを検討するためにも本部会において御報告して、御議論いただいて、御意見いただいた上で、食品安全委員会への諮問を含めて必要な対応を取っていくことになるのかと思っています。

○尾崎参考人 承知いたしました。

○六鹿部会長 モノマーについては、最終的に製品中に残存するのかどうかということと、残存したものが食品に移行するのかどうか、さらにそのモノマーの毒性を考慮しながら個別の物質の規格基準を設定すべきかどうかも踏まえて考える必要があり、なかなか考えることが多いのかと思っておりますので、実際に申請内容を見てから判断することになるかと思います。

○尾崎参考人 ありがとうございました。

○六鹿部会長 そのほか、御意見はございますでしょうか。

尾崎参考人、ございますか。

○尾崎参考人 もう一点、この安全性の審査の流れとして、原則として、一定期間において申請が受理された物質について、まとめて手続を行うことを検討中ということで、そのようになることは仕方がないとは思うのですけれども、企業側が新規物質を開発した際に、申請や評価にどれぐらいかかるイメージなのかお伺いしたいです。あまりに長いと企業側、開発側には大きなデメリットになってしまうと思うので、どれぐらいを想定されているのかということと、状況に応じて受付の一定期間のスパンを短くすることも考えておられるのかをお伺いしたいです。

以上です。

○事務局 事務局でございます。

実際、食品安全委員会での審査、評価にどのぐらい時間がかかるのかというのは、まだ始まつてもいないところで、食品安全委員会とも相談が必要なので、具体的にこの場で申し上げられないと思っております。

ただ、かかる時間とか、おっしゃったような受付のスパンとか、そういったものは事業者がどのぐらいの期間でやってほしいと思っているかとか、そういう必要性に応じても考えていく必要はあると思っていますので、それは事業者や食品安全委員会とも相談しながら柔軟に対応していきたいと考えております。

○尾崎参考人 柔軟に対応していただけるということで理解しました。

以上です。ありがとうございました。

○六鹿部会長 そのほか、いかがでございましょうか。大丈夫そうですね。

事務局からも補足などは特に大丈夫ですね。

ありがとうございました。

それでは、本議題につきましては、御了承いただけたということにしたいと思います。

では、最後になりますが、議題2「その他」につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局 「その他」の議題についてですが、今回は特にございません。

次回の器具・容器包装部会については、事務局より改めて御案内させていただきます。

○六鹿部会長 では、今年の6月にポジティブリストが完全施行になるということでございまして、今後は本日御議論いただいた新規物質に関してどれぐらい来るのか今のところまだ分からぬ状況ではございますけれども、皆様方の御意見等をお伺いすることも多々あるかと思いますので、引き続き御協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、皆様から特に何かなければ、本日の器具・容器包装部会は終了したいと思いますけれども、大丈夫でございましょうか。

では、本日の部会、これにて終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。